

注 文 書

1 工事番号 2025001634

2 工事名 資管工 令和7年度 公共下水道（鳴子温泉）
上鳴子地内外マンホールポンプ場改築工事

3 施工地名 大崎市 鳴子温泉地域 上鳴子地内外

4 工事期限 令和 8年 3月12日

5 添付書類

(1) 特記仕様書

(2) 参考明細書

(3) 図面

6 担当課 大崎市 上下水道部 下水道施設課

一 特記仕様書一

施工条件明示書

令和7年11月1日以降公告案件から適用

工事番号	2025001634			工事名	資管工 令和7年度 公共下水道(鳴子温泉)上鳴子地内外マンホールポンプ場改築工事			事務所名	大崎市 上下水道部 下水道施設課																		
項目				条件	内 容				施工方法	備 考																	
1 共通仕様書の適用	本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。																										
2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置	<p>(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」</p> <p>○ 契約工期初日以降、90日以内に着手 (手持ち工事が完了した場合や、制約条件がない場合等は、期日以前の着手も可能)</p> <p>(2) 請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事)</p> <p>○ 契約工期初日以降、○○日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。</p> <p>(3) 上記以外</p> <p>○ 請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約工期初日以降、30日以内に現場施工に着手</p> <p>上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼動であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html</p>																										
3 専任特例の適用を受ける技術者の配置	<p>建設業法第26条第3項ただし書の規程(以下「専任特例」という。)の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、下記によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 専任特例の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合、適用要件について以下の出納局契約課ホームページを参照すること。 https://www.pref.miagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html 本工事の主任技術者又は監理技術者が専任特例の適用を受ける場合、落札候補者となった際に確認事項兼誓約書を提出すること。 本工事において、専任特例の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にCRIINSへの登録を行うこと。 																										
4 積算基準及び設計単価の適用期日	<p>(1) 積算基準及び設計単価の適用について</p> <p>○ある ◎ない 積算基準及び設計単価は12月時点の基準及び単価としている。</p> <p>(2) 工事請負契約締結後における設計単価の変更</p> <p>○ある ◎ない 本工事は、当初工事請負契約締結後において、契約日を基準日として設計単価の設計変更を行うこととする。 なお、設計変更の対象は、資材単価・労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。 ただし、災害に伴う応急仮工事など緊急を要す工事において、積算月と契約月が同月となる場合など、工事請負契約締結後における設計単価の変更が必要ないと判断される場合においては、適用「なし」を選択することも可能とし、その場合は下欄にその理由を記載する。</p> <p>適用「なし」 (例) の理由 ·本工事は災害に伴う応急仮工事であり、積算及び契約が同月となる見込みであるため。</p>																										
5 工程関係	<p>(1) 関連工事による施工時期の調整</p> <p>○ある ◎ない</p> <p>(2) 施工時期による制限</p> <p>○ある ◎ない</p> <p>(3) 関係機関等との協議の未成立</p> <p>○ある ◎ない 道路使用許可に伴う警察協議</p> <p>(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加</p> <p>○ある ◎ない</p>																										
6 公害対策関係	<p>(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限</p> <p>○ある ◎ない</p>																										
7 安全対策関係	<p>(1) 交通安全施設等の指定</p> <p>○ある ◎ない</p> <p>(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限</p> <p>○ある ◎ない</p>																										
8 排水工関係	<p>(1) 潜水、湧水処理のための特別な対策の必要性</p> <p>○ある ◎ない</p>																										
9 建設副産物対策関係(建設発生土)	<p>(1) 建設発生土の処理・処分について</p> <p>本工事の残土は、下記に運搬するものとする。なお、下記により難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">処理・処分する場所</th> <th rowspan="2">処理・処分方法</th> <th rowspan="2">距 離</th> <th rowspan="2">制 限 時 間</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 建設発生土</td> <td>處理・処分</td> <td>○ある ◎ない</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>												処理・処分する場所		処理・処分方法	距 離	制 限 時 間	備 考	名称	所在地	(2) 建設発生土	處理・処分	○ある ◎ない				
	処理・処分する場所		処理・処分方法	距 離	制 限 時 間	備 考																					
	名称	所在地																									
(2) 建設発生土	處理・処分	○ある ◎ない																									

10 建設副産物対策関係(建設発生土以外の建設副産物)																			
<p>(1) 建設発生土以外の建設副産物の処理・処分について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>処理・処分する場所</th><th>処理・処分方法</th><th>距離</th><th>制限時間</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。</td></tr> </tbody> </table>									処理・処分する場所	処理・処分方法	距離	制限時間		工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。					
	処理・処分する場所	処理・処分方法	距離	制限時間															
工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。																			
(2) 建設発生土以外の建設副産物																			
コンクリート塊	○ある	◎ない				km	時 分 ~ 時 分												
	○ある	◎ない				km	時 分 ~ 時 分												
	○ある	◎ない				km	時 分 ~ 時 分												
	○ある	◎ない				km	時 分 ~ 時 分												
	その他	◎ある	◎ない		有価物	km	時 分 ~ 時 分												
(3) 再生材の利用		○ある	◎ない	種類・数量															
11 現場環境改善																			
<p>(1) 現場環境改善費(率計上)について</p>				<p>○ある ◎ない</p> <p>本工事は、現場環境改善費(率計上)を計上している工事である。下表の内容のうち原則として、各計上費目(仮設備関係、營繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1内容ずつ(ただし、いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を選択し、具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計上費目</th><th>実施する内容(率計上)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td><td>1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 犬降設備の充実 6. 環境負荷の低減</td></tr> <tr> <td>營繕関係</td><td>1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 宿舎宿舎の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td></tr> <tr> <td>安全関係</td><td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)</td></tr> <tr> <td>地域連携</td><td>1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(イコモーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献</td></tr> </tbody> </table>				計上費目	実施する内容(率計上)	仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 犬降設備の充実 6. 環境負荷の低減	營繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 宿舎宿舎の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)	地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(イコモーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献		
計上費目	実施する内容(率計上)																		
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 犬降設備の充実 6. 環境負荷の低減																		
營繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 宿舎宿舎の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等																		
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)																		
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(イコモーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献																		
<p>(2) 避暑(熱中症対策)・避寒対策費について</p>																			
<p>(3) 快適トイレの設置費について</p>				<p>受注者が快適トイレを設置する場合、その費用を設計変更の対象とします。(共通仮設費(營繕費)の積み上げ分として計上)</p> <p>実施に当たっては、「快適トイレの設置費用に係る積算基準」(事業管理課HP-各種基準)を参照すること。</p>															
12 品質証明																			
(1)品質証明書および施工プロセス品質確認チェックリストの対象		○ある	◎ない	請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。															
(2)施工プロセス品質確認チェックリストの対象		○ある	◎ない	上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。															
13 標準的な設計図書による発注方式																			
14 資材関係																			
(1)生コンクリート		生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。																	
(2)購入土		購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。																	
(3)宮城県グリーン製品の利用		必須	1.植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。																
「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、請負者は循環型社会推進課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。		○ある	◎ない	2.盛土材、埋め戻し材															
(4)県内産製品の使用		○ある	◎ない	3.その他()															
(5)現場吹付法枠工		本工事は、「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。 工事の施工にあたっては、試行要領に基づき適切に実施すること。 事業管理課ホームページ参照 http://www.pref.miagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html																	
15 設計変更の手続き																			
<p>設計変更については、工事請負契約書第19条～第26条及び共通仕様書第1編1-1-1-14～1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」(宮城県土木部)によることとする。</p> <p>(1)設計変更の手続きについて</p> <p>詳細については、以下のホームページ「設計変更ガイドライン【土木工事,建設関連業務】」を参考とすること。 https://www.pref.miagi.jp/soshiki/jigyokanri/henkou-guideline.html</p> <p>トップページへ</p>																			
16 その他																			
(1)舗装の下請制限について		○ある	◎ない	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。															
(2)「ダンブ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象の有無		○ある	◎ない	本工事は「ダンブ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンブ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。															
(3)第三者会議の対象の有無		○ある	◎ない	請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る2次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。															
(4)三者会議の対象の有無		○ある	◎ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行ひ「第三者会議」を設置する対象工事である。															
(5)土木工事共通特記仕様書第3編1-1-5によること。																			

(4) 貸与資料の有無	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	本仕様書によるものほか工事施工に関する必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料()
(5) 発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事請負者に対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。
(6) 法定外の労災保険の付保について			本工事では、法定外の労災保険加入にかかる保険料を予定価格に反映しているため、本工事において受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。なお、加入後受注者は、工事請負契約書第62条に基づき、証券又はこれに代わるものを持ちに発注者に提示すること。
(7) 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の有無	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	本工事は熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行対象工事である。本運用による設計変更を希望する場合は、別途定める「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき、発注者に協議すること。
(8) 盛土規制法について			本工事において、盛土規制法の規制対象となる行為を行う場合は、事前に手続き方法等について発注者と協議すること。 詳細については、以下のホームページを参考すること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/morido.html

働き方改革・生産性向上に関する事項

項目	条件	内 容	
17 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無			
(1)「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事	<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	1. 対象工事の場合、活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に基づき選択すること。 2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆる作文)の評価対象外とする。(「簡易型(施工計画型)」、「標準型」、「高度型」の場合) なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。
(2)実施された技術についての費用計上(設計変更)	<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	設計変更の積算手法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる。
18 業務効率化			
(1)工事情報共有システムの活用	<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	本工事は工事情報共有システムの活用対象工事であり、請負者は工事着手時に別途定める「工事情報共有システム事前協議チェックシート」により、必要事項について監督職員と協議を行うこと。実施にあたっては「土木工事における工事情報共有システムの実施要領」及び「土木工事における工事情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行うこと。
(2)工事書類の簡素化の試行について	<input type="radio"/> あり	<input type="radio"/> なし	本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素化の試行要領」に基づき行うこと。
(3) ウィークリースタンス等の推進			本工事は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、「ウィークリースタンス等実施要領」に基づき、取組内容を受発注者間で協議及び共有し、工事を進めていくこととする。 詳細については、宮城県土木部事業管理課のホームページを参照すること。 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/weekly.html
19 週休2日工事の適用の有無			
(1)週休2日工事	<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 困難工事	1. 週休2日対象工事の場合は、宮城県土木部「週休2日工事」実施要領に基づき、行うこととする。 なお、週休2日工事の種別及び区分については、下記(2)、(3)のとおりとする。 2. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が建設業に適用されたことを踏まえ、週休2日の確保を目指し、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事など緊急工事の場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。
(2)週休2日工事の種別	<input type="radio"/> 現場閉所型	<input type="radio"/> 交替制	実施困難工事の理由 実施困難工事 想定される実作業期間が7日間に満たないため。
(3)週休2日工事の区分			当初発注においては、補正係数なしで積算しており、「月単位の週休2日」、「完全週休2日」に取り組む場合は、工事着手前に受発注者間で協議の上、週休2日の区分を決定することとする。 協議により、「月単位の週休2日」又は「完全週休2日」に取り組み、達成した場合は、精算変更時に達成した区分に応じた週休2日の補正係数に変更する。
20 女性活躍推進モデル工事の適用の有無			
(1)女性活躍推進モデル工事	<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	実施に当たっては、宮城県土木部「女性活躍推進モデル工事」実施要領に基づき行うものとする。 実施要領は、宮城県ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/)で確認のこと。
21 下請承認事務簡素化モデル工事の適用の有無			
(1)下請承認事務簡素化モデル工事	<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	実施に当たっては、発注者から工事打合せ簿により、「下請承認事務簡素化モデル工事」である旨を別途指示するものとする。

東日本大震災に伴う特例制度

項目	条件	内容	実施方法	備考
22 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用				
(1) 労働者確保に関する積算方法の試行工事	○ある ◎ない	<p>1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。</p> <p>當繕費・労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。</p> <p>1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: #N/A 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合: #N/A</p> <p>3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を算出して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。</p> <p>6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p> <p>7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>		
(2) 労働者宿舎設置に関する積算方法の試行工事	○ある ◎ない	本工事は、「労働者宿舎設置に関する試行要領」(以下試行要領)の対象工事である。 労働者宿舎の設置を希望する場合については、「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。		
23 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更				
(1) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	○ある ◎ない	<p>下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)し、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。</p> <p>購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、碎石、捨石、被覆石等)とする。 輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。</p>	<p>受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。</p> <p>1 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等) 2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称、規格及び製造・生産工場の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」) 3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由 4 製造・生産工場を選定した理由 5 見積もり書 6 その他、必要と思われる事項</p>	
24 施工箇所が点在する工事の間接費の積算				
(1) 施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事	○ある ◎ない	本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、「○○地区(施工箇所○○, ○○), △△地区(施工箇所○○, ○○), □□地区(施工箇所○○)(以下、対象地区といふ)」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事である。	本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区毎に設定する。	
25 その他				
(1) 土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱い	○ある ◎ない	・本工事の施工において、調達(購入)する予定の○○の設計単価は、現場持込価格(単価)としている。 ただし、契約後、施工計画に基づき、○○の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議すること。 ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は、監督職員と協議すること。		
(2) 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	○ある ◎ない	間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算とかい離が生じていることが確認されたため、積算基準書等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じている。 補正係数 共通仮設費:1.3 現場管理費:1.1		

特記事項

1 追加事項1		
(1) 追加 協議について	本設計仕様等で疑義が生じた場合は、直ちに監督職員と協議を行うこととし、打合せ、協議・承諾・指示等の内容は、すべて工事打合せ簿等の書面で行うこと。	
(2) 追加 その他	本工事の間接工事費、設計技術費、一般管理費等については、「下水道用設計標準歩掛表令和7年版-第2巻ポンプ場・処理場-」の積算基準を適用している。	
(3) 追加		
(4) 追加		
(5) 追加		
2 追加事項2		
(1) 追加		
(2) 追加		
(3) 追加		
(4) 追加		
(5) 追加		
3 追加事項3		
(1) 追加		
(2) 追加		
(3) 追加		
(4) 追加		
(5) 追加		
4 追加事項4		
(1) 追加		
(2) 追加		
(3) 追加		
(4) 追加		
(5) 追加		
5 追加事項5		
(1) 追加		
(2) 追加		
(3) 追加		
(4) 追加		
(5) 追加		
6 追加事項6		
(1) 追加		
(2) 追加		
(3) 追加		
(4) 追加		
(5) 追加		
7 追加事項7		
(1) 追加		
(2) 追加		
(3) 追加		
(4) 追加		
(5) 追加		

公共下水道工事特記仕様書

第1章 総則

- 第1条 本仕様書は大崎市公共下水道工事に適用するもので、宮城県土木部編集の共通仕様書と共に当該工事の施工にあたり請負者が守らなければならない特記事項についての仕様であり、
共通仕様書と重複する事項については本仕様書が優先するものとする。
- 第2条 本仕様書、設計図、設計書に明記されていないもので、本工事完成のために当然必要と認められるものは異議なく請負者の負担において実施しなければならない。
- 第3条 本工事の施工にあたり工事遂行上必要な一切の諸法規上の手続きは請負者の負担において行うこととする。
- 第4条 本工事の施工に先立ち施工計画書及び工程表を作成し、監督員の承認を得ること。
- 第5条 その他、本工事の施工にあたり疑義が生じた場合には速やかに監督員と協議すること。

第2章 地上工作物・地下埋設物の保護

- 第6条 請負者は本工事に先立ち、地下埋設物等の調査を十分に行うと共に必要に応じ、進んで試掘を行い埋設物の位置を確認すること。
- 第7条 施工にあたり地下埋設物・架空電線・地上工作物等の支障がでた場合は、速やかに監督員に届け出を行い、管理者と協議のうえ対処し、事故の未然防止に努めること。
- 第8条 挖削に伴い、地下埋設物により支障が生じる箇所においては原則として人力掘削で行うこと。
- 第9条 隣接工作物、地下埋設物及び用排水路等に対する補強はすべて請負者の負担で行うものとする。
- 第10条 請負者は工事中において、地上及び地下工作物・地下埋設物に損傷を与えた場合には直ちに各管理者に通報をする。また、監督員に連絡し直ちに復旧体制をとらなければならない。

第3章 安全管理

- 第11条 万一の各種事故に備え直ちに対応できるように工事着手前に対策を講じ、必要な機器類を常時用意して置かなければならぬ。また、工事中は安全管理者が見回り、事故の防止に努めなければならない。

第4章 施工

- 第12条 勾配は厳密さを要求されるので工事中は測量技術者を選任し、仮BM等は常に確認しなければならない。また、遺形は堅固に施し作業中に高低が狂うようなことがないようにしなければならない。
- 第13条 請負者は、埋戻しに改良土を用いる場合、監督職員の承諾を得たものを使用しなければならない。埋戻しの施工にあたり、事前に室内配合試験計画書を作成し、監督職員と協議の上、室内配合試験を実施するものとし、材料について配合試験と一軸圧縮試験を実施し、目標強度を確認後監督職員に報告しなければならない。また、締固め後に埋戻し土の一軸圧縮強度を確認しこの結果を監督職員に報告しなければならない。
- 第14条 請負者は、埋戻しを施工するにあたり、締め固め度が90%以上となるように十分に締固めなければならない。また、一層の仕上がり厚は、20cm以下で埋戻さなければならない。
- 第15条 請負者は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領(案)」(国土交通省)に基づき事前に調査を十分に行い、安全かつ適正に施工を行わなければならない。
- 第16条 施工は原則として昼間施工とし、夜間には覆工を行い住民の通行には支障をきたさないようにすること。
- 第17条 本工事に関わる苦情や要望が付近住民からなされた場合には、直ちに善処するとともに監督員に連絡及び協議をしなければならない。
- 第18条 道路管理者・地下埋設物管理者・各工事パトロール等から指示・指摘を受けた場合には、直ち

に指示・指摘事項に対応するとともに、併せて監督員に連絡しなければならない。

第19条 工事箇所は常に整理整頓を行わなければならない。

第5章 その他の規定

第20条 本工事における下請負、資材調達は、大崎市内の企業を活用することを原則とする。また、工事着手後に発注者が指定した主要資材については、工事完了時に主要資材市内調達調書を提出すること

第21条 工事等の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること

第6章 暴力団等の排除について

第22条 この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

第23条 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

第24条 この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をうとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

特記仕様書(電気設備)

第1章 総則

1. 適用範囲

本特記仕様書は、公共下水道（鳴子温泉）上鳴子地内外マンホールポンプ場改築工事に伴う電気設備工事に適用する。

2. 施工基準

(1) 本工事に対する施工基準は、下記のものとする。

- (a) 特記仕様書
- (b) 設計図
- (c) 設計書
- (d) 現場説明事項

(2) 準拠規格

一般仕様書、特記仕様書において規定して記載されたもの以外は、すべて次の規格および基準に準拠すること。

- | | |
|--------------------------------|--------|
| (a) 日本工業規格 | JIS |
| (b) 電気規格調査会標準規格 | JEC |
| (c) 日本電機工業会標準規格 | JEM |
| (d) 電線技術委員会標準資料 | JCS |
| (e) 電気設備技術基準 | 経済産業省令 |
| (f) 内線規程 | JEAC |
| (g) 電気用品取締法 | |
| (h) その他関係法規並びに監督員が指示する仕様書、各種基準 | |

3. 手続きの代行

請負人は本工事施工に当り、諸官公庁及び当該電気供給者の検査を受ける必要があるものについては、すべての手続きを代行し、常に連絡を密にして、設備使用開始に際し支障のないようすること。

但し、手続書類は提出前に監督員の承諾を受けること。

4. 請負人の負担

本工事に関する次の事項及び施設に必要な費用は請負人の負担とする。

- (1) 設計図書に明記されていない事項であっても、維持管理上当然必要とするもの及び施工上欠くことのできない材料及び作業の費用
- (2) 工事施工において、人畜、物件に損害を与えた場合の補償及び復旧費。
- (3) 所管官公庁及び当該電気供給者等に対する必要な届出書類の作成、手続き及び検査に対する費用
- (4) 各種試験、検査及びそれに必要な写真撮影等に対する費用
- (5) 通信回線業者に支払う工事負担金を含む、一切の通信回線工事費用

第2章 機器仕様

1. 水位計（汚水用）

(1) 投込圧力式水位計

- ・形 式 汚水用投込圧力式水位計（接触式）
- ・入 力 DC24V
- ・出 力 DC4～20mA
- ・ケーブル 付属専用中空ケーブル
- ・数 量 N=2 台

(2) 転倒式水位計

- ・形 式 フロート式レベルスイッチ
- ・最大使用電圧 30V 以下
- ・最大使用電流 5A 以下
- ・ケーブル 付属専用コード線
- ・数 量 N=2 個

(2) 付属品

- ・その他必要なもの

2025001634 資ポ工 令和7年度
公共下水道（鳴子温泉）上鳴子地内外マンホールポンプ場改築工事
【参考資料】

交通誘導警備員の配置人数について

工事期間中の交通管理に要する「交通誘導警備員」の数量については、交通誘導警備員が必要と想定される主な工種の実績等を勘案し算定した作業日数を用いている。

○当該工事区間に於ける配置人数

①工事区間の前後に交通誘導警備員Bを配置する。

- ・参考配置人数：1人 (0.5 × 2)
- ・昼夜別：昼間
- ・交代要員の有無：無

追記

- 1) 所轄警察署との交通協議により、交通誘導警備員の配置変更等があった場合には、別途協議のうえ設計変更することができる。
- 2) 施工数量に変更が生じた場合において、これと連動する交通誘導員の計上日数が変更となるときは、別途協議のうえ設計変更することができる。
- 3) 交通誘導警備員の定義は次のとおり

交通誘導警備員A：警備業者の警備員で、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
交通誘導警備員B：警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の誘導警備員
(大崎市では、過去3年以内に建設業協会等が主催した建設工事の事故防止のための安全講習会受講者も認める)

工事名	令和7年度 公共下水道（鳴子温泉）上鳴子地内外マンホールポンプ場改築工事 (特環)					事業区分 工事区分	電気工事 マンホールポンプ場改築工事			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要				
ポンプ設備工（電気設備）										
鳴子温泉地域										
機器費		式	1							
上鳴子MHP	水位計	式	1			内 1号				
新屋敷MHP	水位計	式	1			内 2号				
直接工事費		式	1							
労務費		式	1							
一般労務費		式	1			内 3号				
技術労務費		式	1			内 3号				

工事名	令和7年度 公共下水道（鳴子温泉）上鳴子地内外マンホールポンプ場改築工事 (特環)					事業区分 工事区分	電気工事 マンホールポンプ場改築工事			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要				
複合工費		式	1							
運搬機械運転	トラック、普通用2t積	日	1			内 4号				
直接経費		式	1							
機械経費（率）		式	1			労務費× %				
仮設費		式	1							
仮設費（率）		式	1			仮設費率 A=				
間接工事費		式	1							
共通仮設費		式	1							
共通仮設費（率）		式	1			共通仮設費率 B=				
安全費	交通誘導員	式	1			内 5号				
現場管理費		式	1			現場管理費率 C=				

工事名	令和7年度 公共下水道（鳴子温泉）上鳴子地内外マンホールポンプ場改築工事 (特環)				事業区分 工事区分	電気工事 マンホールポンプ場改築工事
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
据付間接費		式	1			
据付間接費（技術者）		式	1			技術者労務費 × %
据付間接費（機器）		式	1			据付間接費率 D=
据付工事原価		式	1			(直接工事費 + 間接工事費)
工事原価		式	1			(据付工事原価 + 設計技術費)
一般管理費		式	1			
一般管理費等		式	1			一般管理費率 E=
スクラップ	有価物	式	1			内 6号
工事価格		式	1			
消費税等相当額		式	1			
本工事費計		式	1			

一式当り内訳書

単価 使用年月日	2025.12
歩掛摘要年月日	2025.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 1号	機器費			単位	式	数量	1		
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要			
上鳴子MHP									
投込式水位計	ケーブル長20m, 変換機含む	台	1.0					見積り	
転倒式水位計	付属ケーブル長20m	個	1.0					見積り	
計									

内 2号	機器費			単位	式	数量	1		
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要			
新屋敷MHP									
投込式水位計	ケーブル長20m, 変換機含む	台	1.0					見積り	
転倒式水位計	付属ケーブル長20m	個	1.0					見積り	
計									

一式当り内訳書

単価 使用年月日	2025.12
歩掛 摘要年月日	2025.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 3号	労務費			単位	式	数量	1	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
一般労務費								
電工	新設							
		人						
電工	撤去, 再使用しない							
		人						
	小計							
技術労務費								
技術者	新設							
		人						
	小計							
計								

日当り内訳書

単価 使用年月日	2025.12
歩掛摘要年月日	2025.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 4号	複合工費			単位	式	数量	1		
名称・規格		条件		単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手 (一般)				人					
トラック		2t積級		供用日					
軽油				L					
その他諸雑費		(労務費+燃料費) × %		式					
計									

一式当り内訳書

単価使用年月日	2025.12
歩掛摘要年月日	2025.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

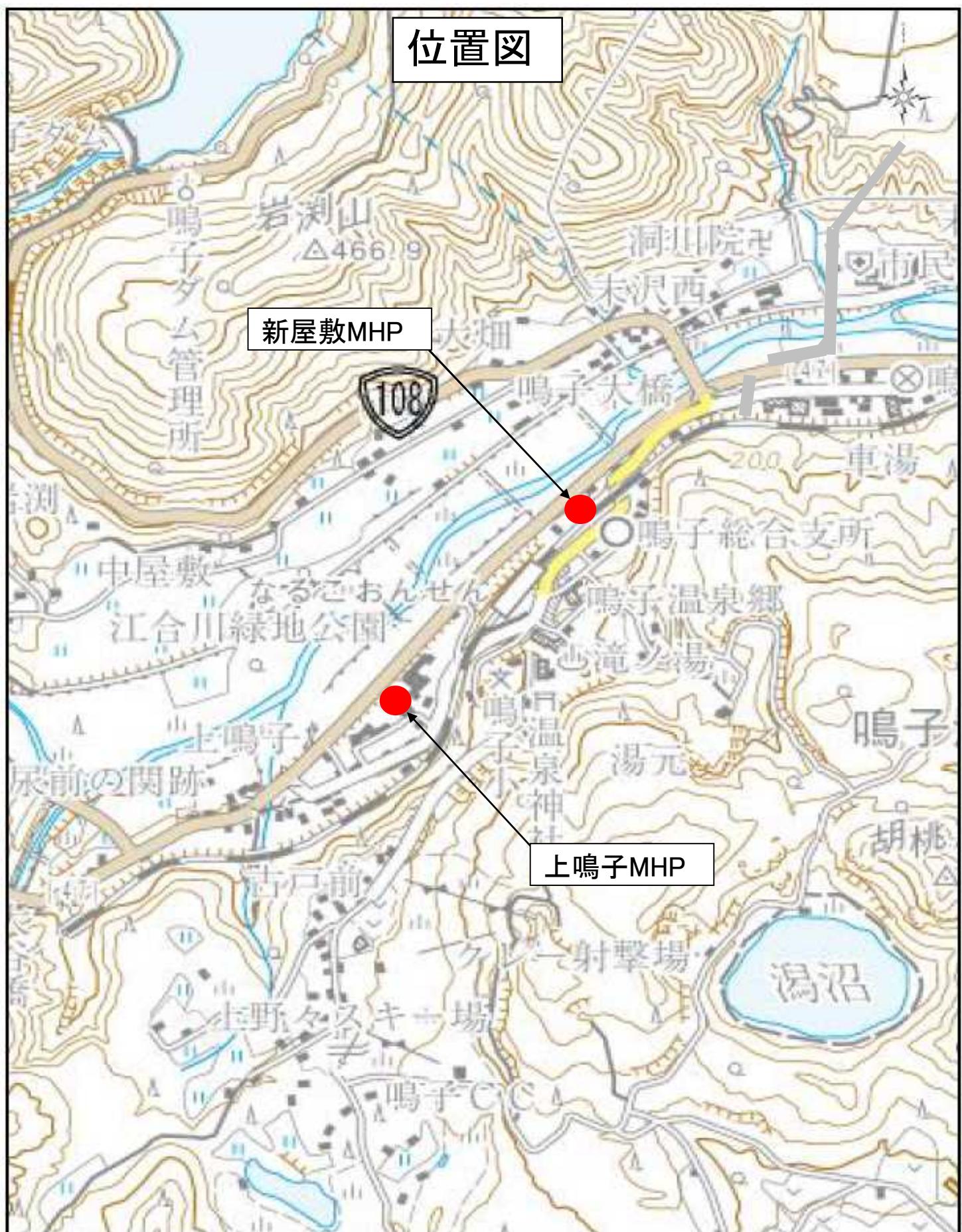
内 5号	安全費			単位	式	数量	1				
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要					
交通誘導員B		人	1.0								
計											

一式当り内訳書

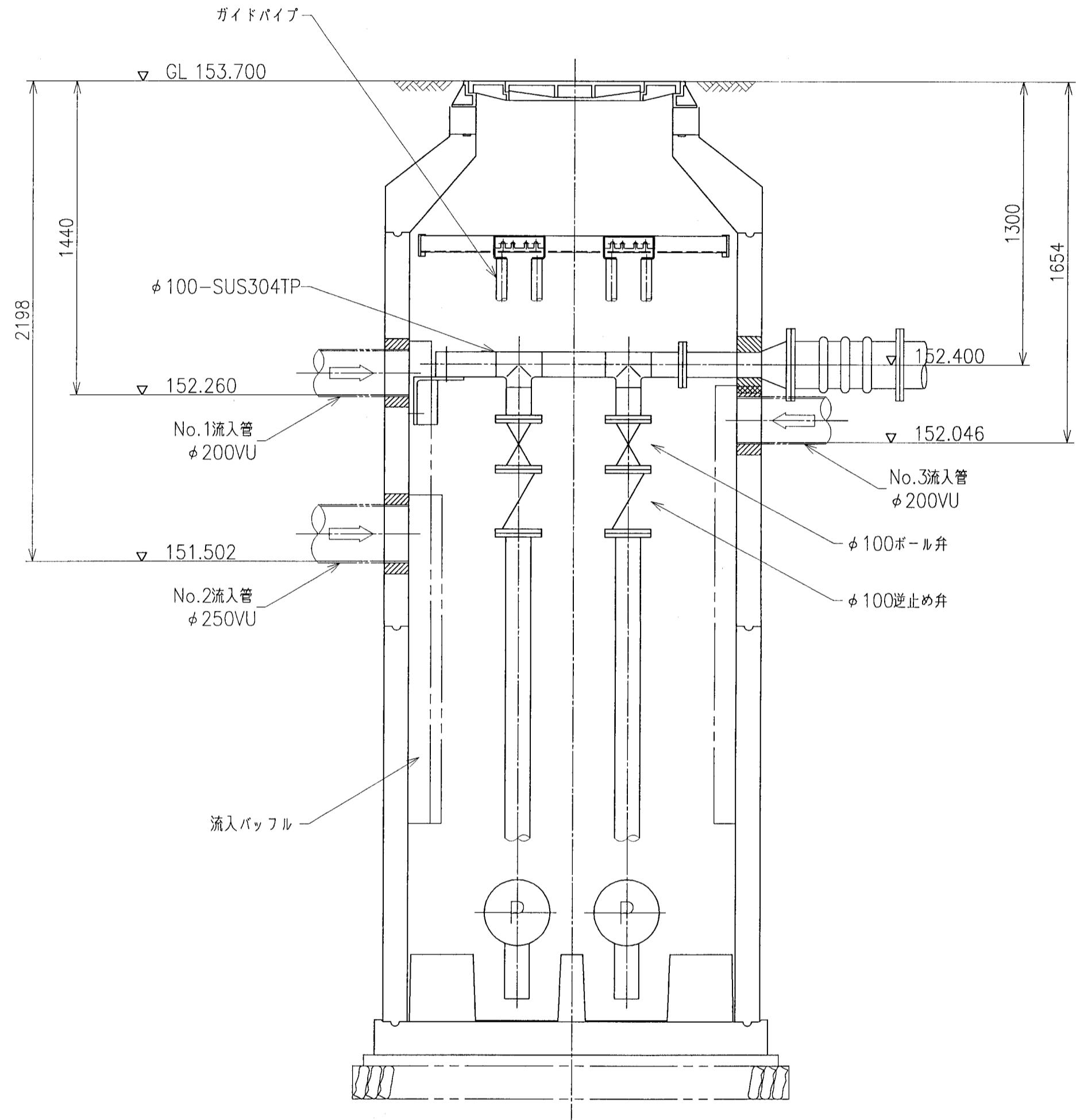
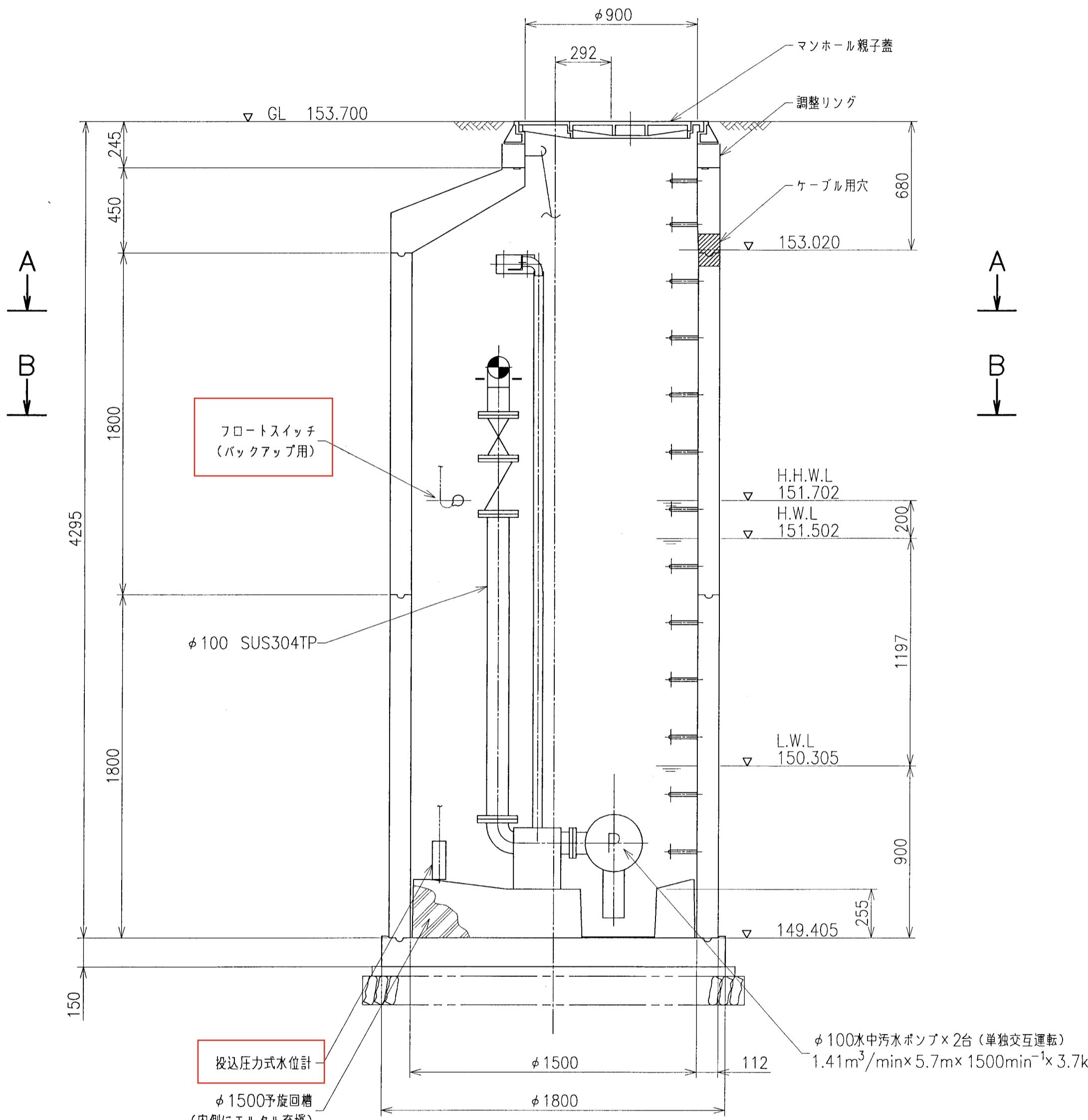
単価使用年月日	2025.12
歩掛摘要年月日	2025.12
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 6号	スクラップ			単位	式	数量	1				
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要					
有価物	故銑B	t	0.006								
計											

位置図

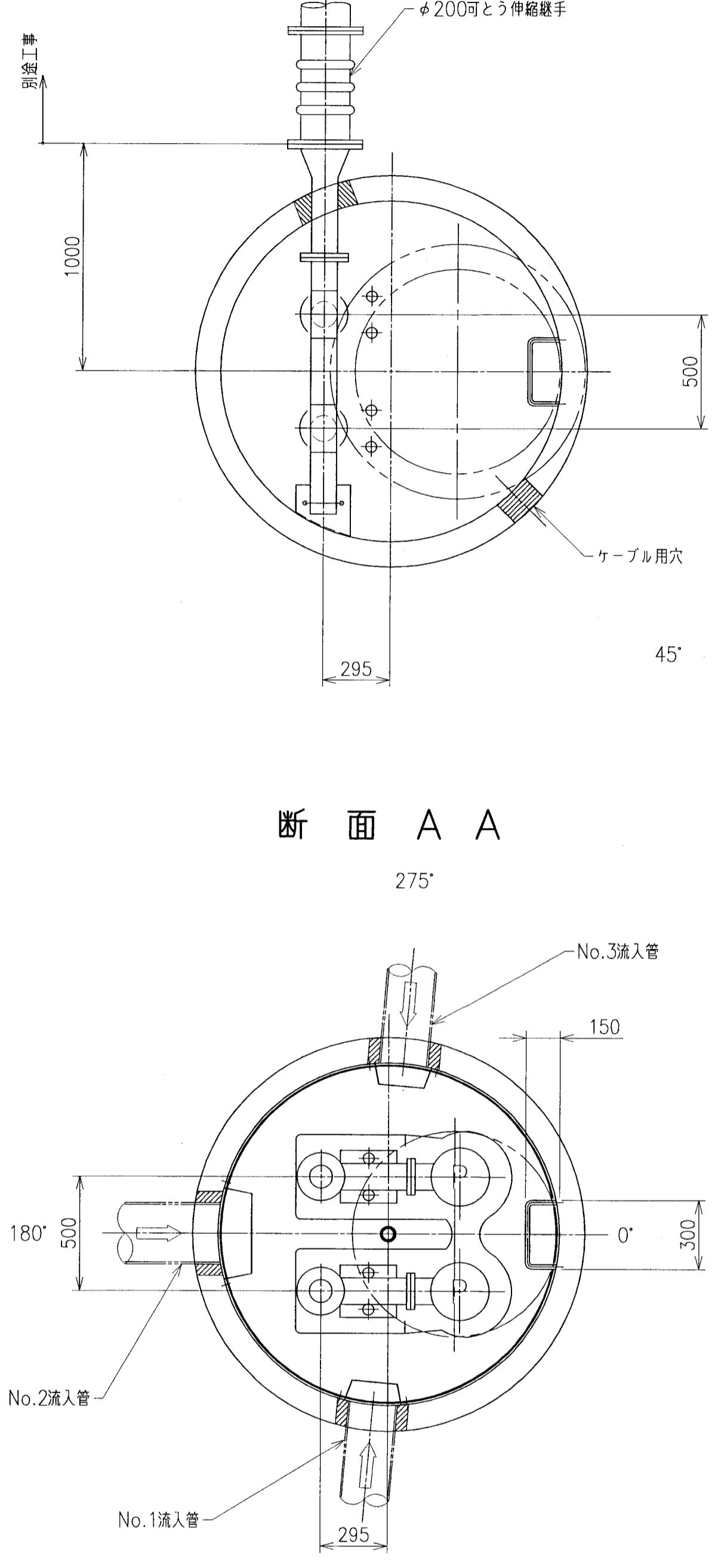


上鳴子マンホールポンプ



据付図
(S=1:20)

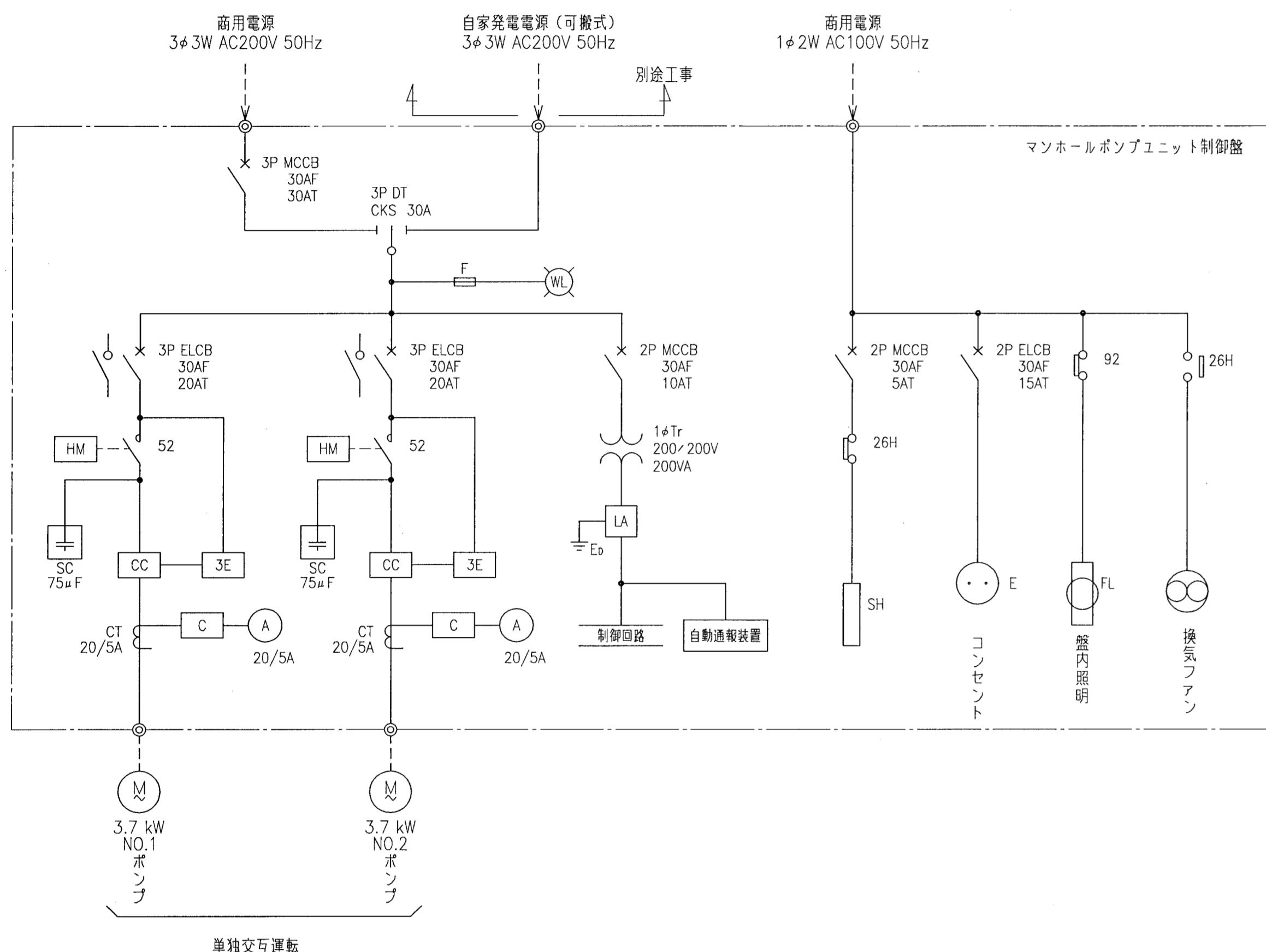
：今回更新機器



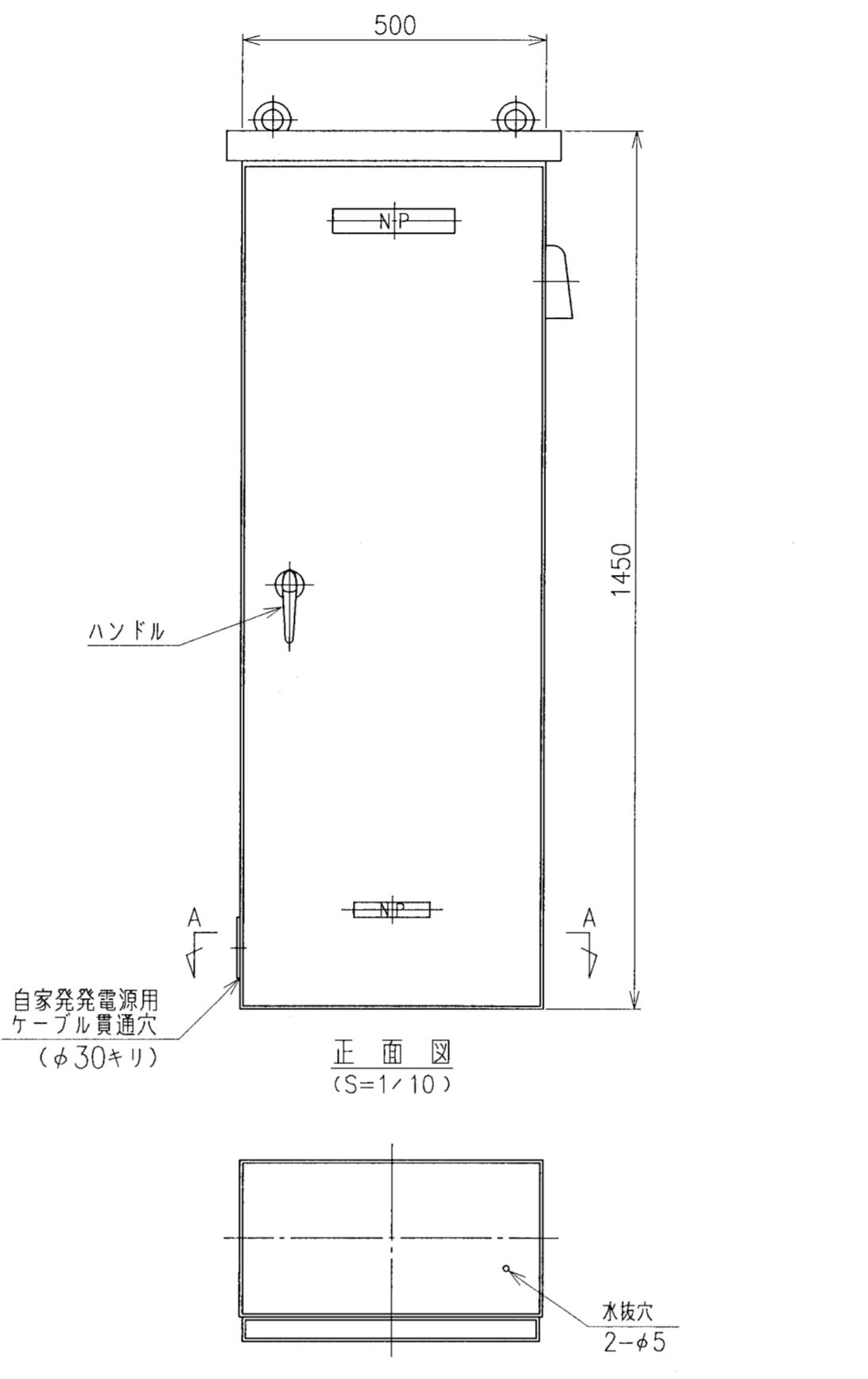
実施

路線番号	
(24)	(-1)

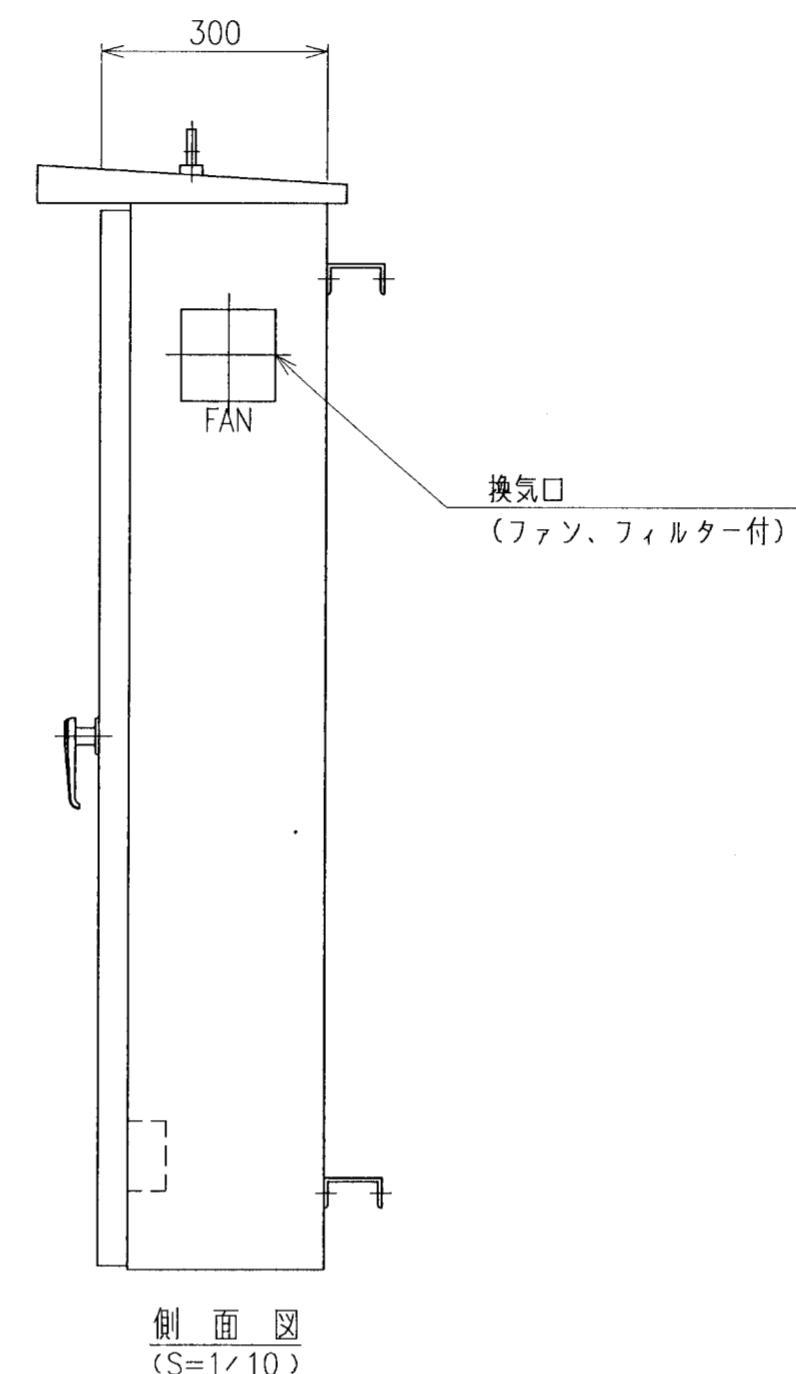
事業名	鳴子町特定環境保全公共下水道事業
箇所	玉造郡鳴子町字上鳴子 地内
工事名	平成15年度 鳴幹3号 マンホールポンプ設置工事
図名	マンホールポンプ構造図
縮尺	図示 位置
設計者	建設課長
鳴子町	図番 (12)



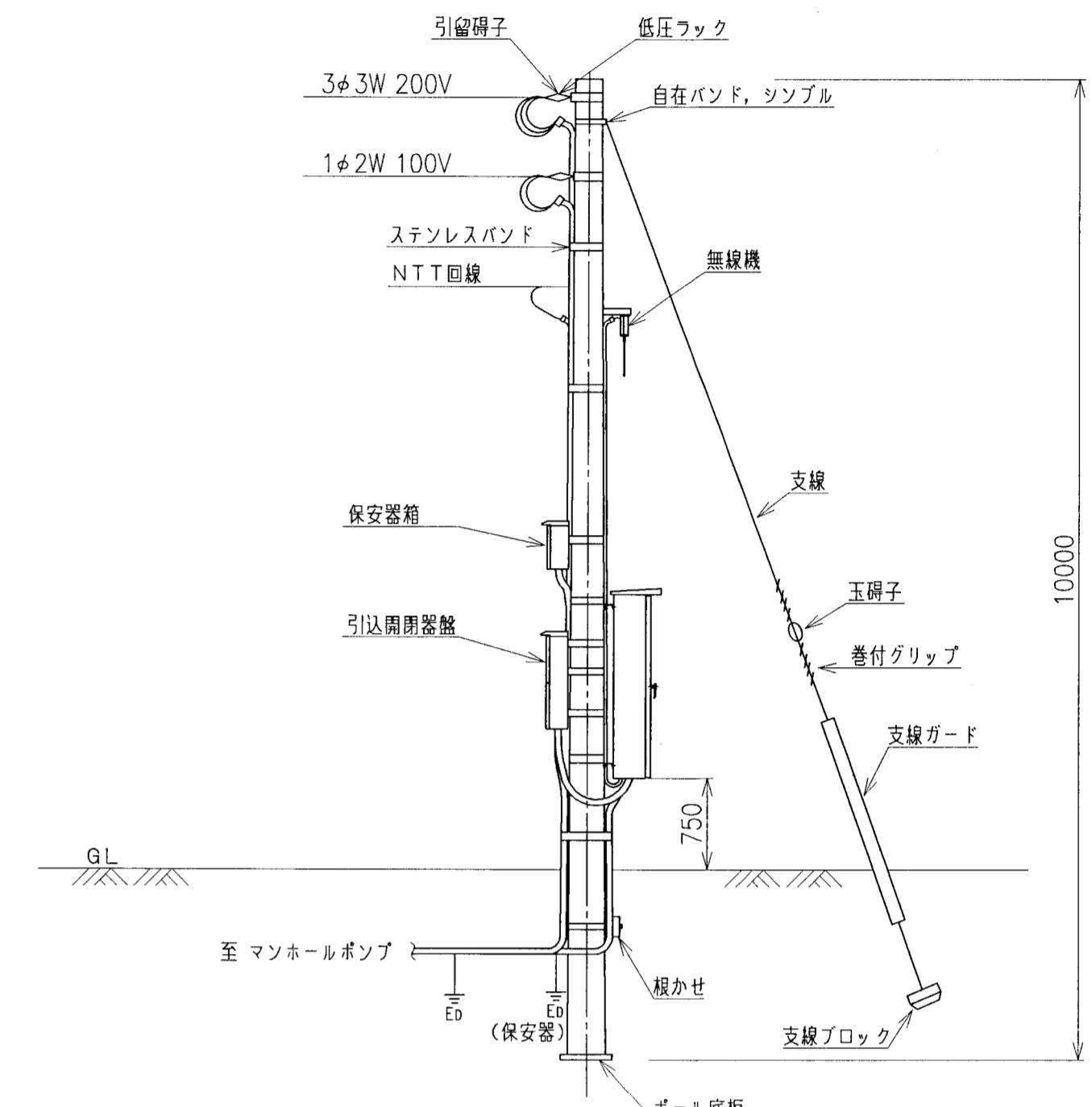
单線接続図



外形図



装柱図



実施

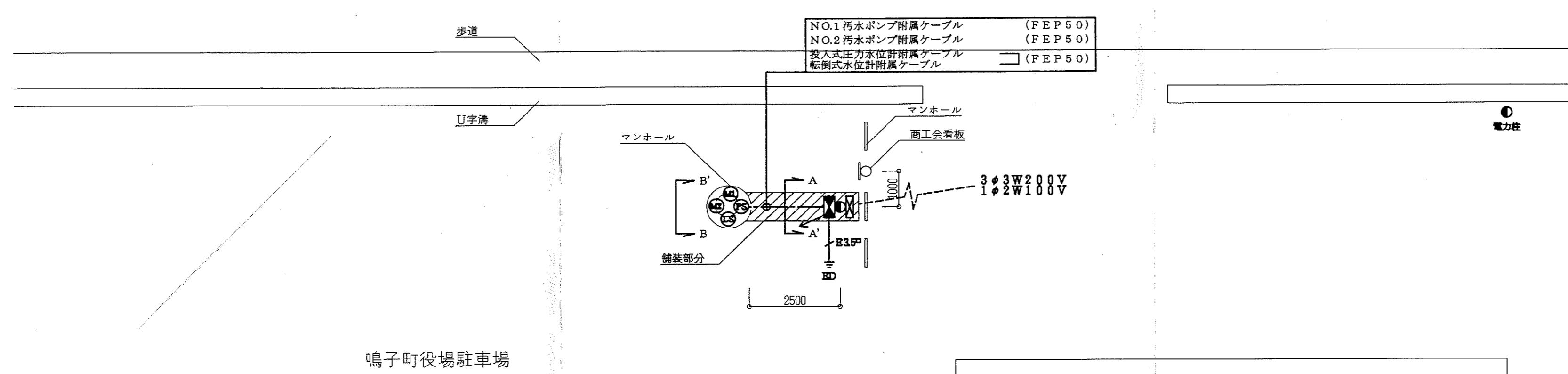
路線番号	
(24)	-1

事業名	鳴子町特定環境保全公共下水道事業	
箇所	玉造郡鳴子町字上鳴子 地内	
工事名	平成15年度 鳴幹3号マンホールポンプ設置工事	
図名	マンホールポンプ電気設備図	
縮尺	図示	
設計者	建設課長	
鳴子町	図番 (24)	

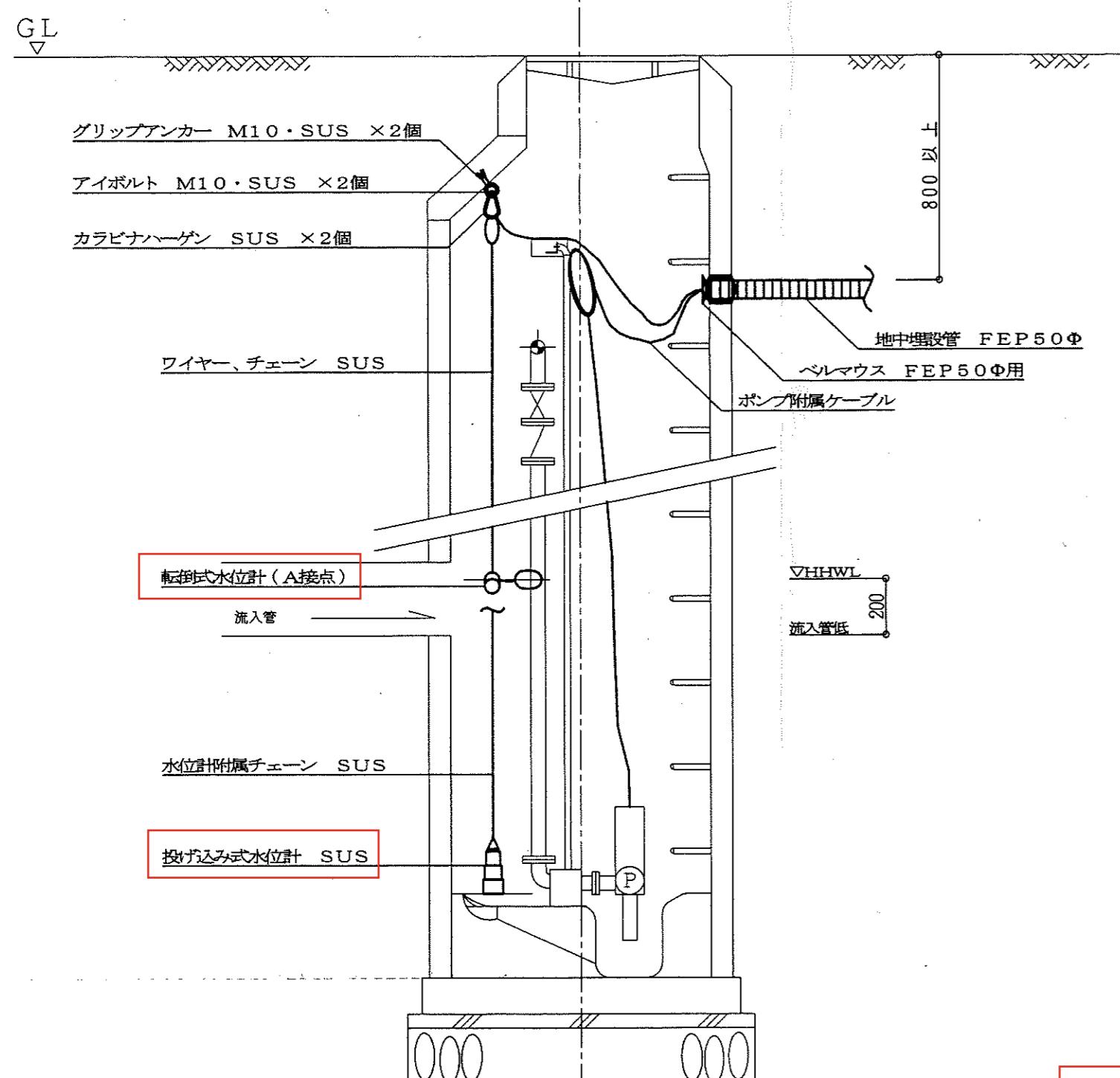
●	コンクリート柱	10m-19cm-350kg
☒	引込開閉器盤	屋外2窓2扉付ステンレス製
☒	ポンプ制御盤	屋外装柱型
①	N.O.1汚水ポンプ	3.7 KW
②	N.O.2汚水ポンプ	3.7 KW
PS	投入式圧力水位計	
LS	転倒式水位計	A接点

新屋敷マンホールポンプ

車道 (R 4 7)

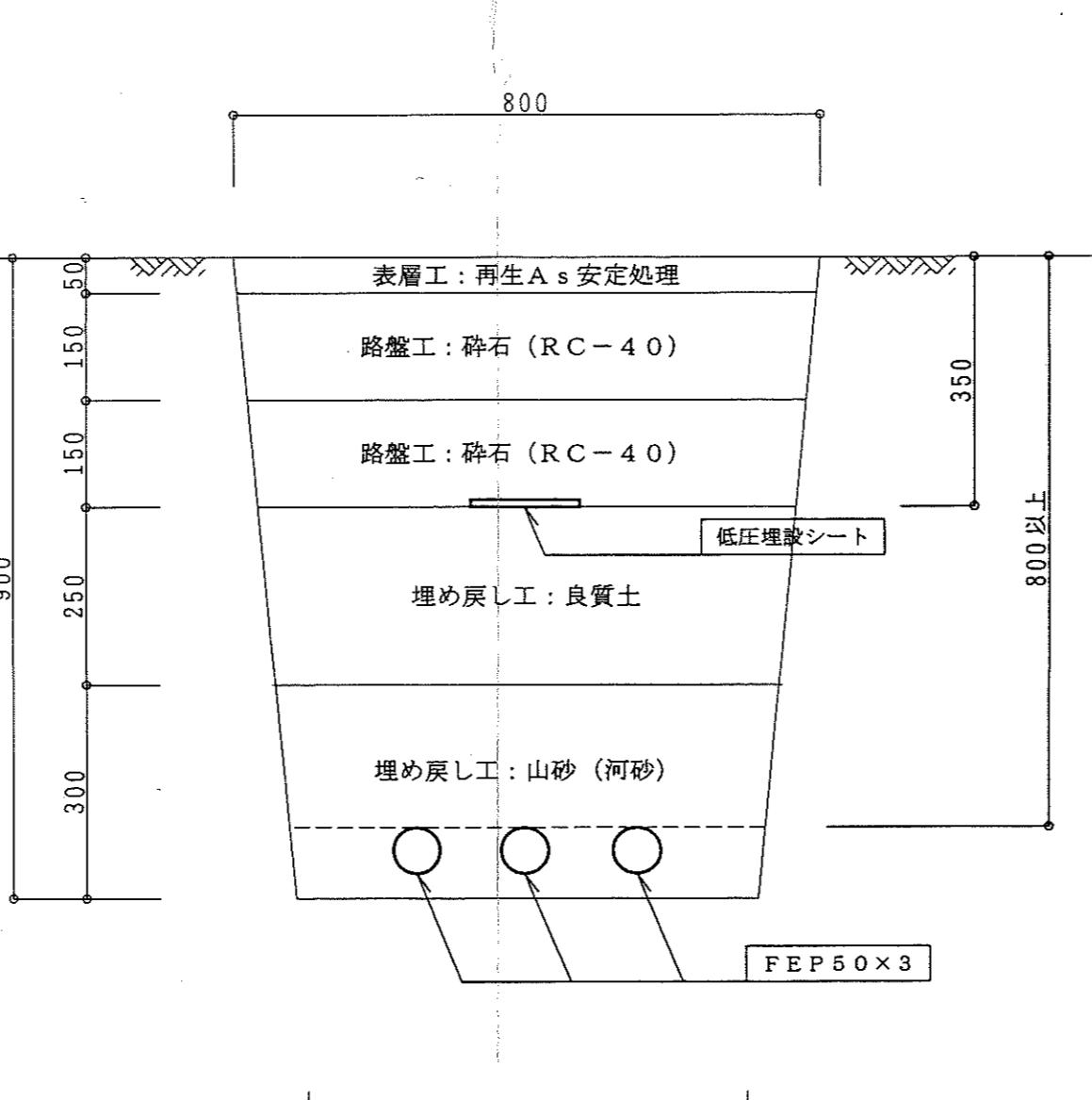


平面図 S=1/100



A-A' 地中管路掘削断面図 S=1/10

: 今回更新機器



B-B' マンホール内参考断面図

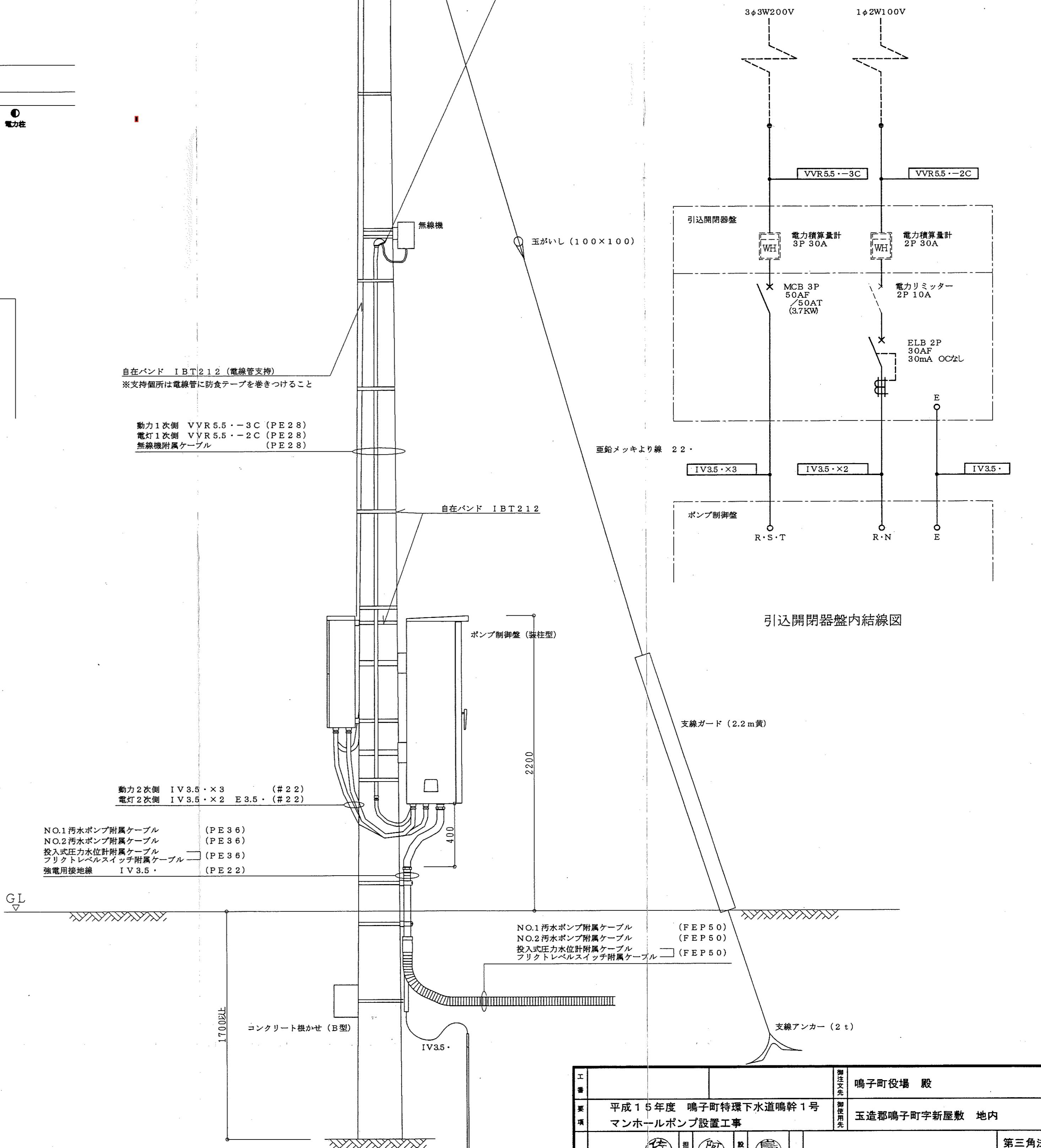
コンクリート柱（足場ボルト共
(1.0m-19cm-350kg)

動力 (3 φ 3 W 2 0)

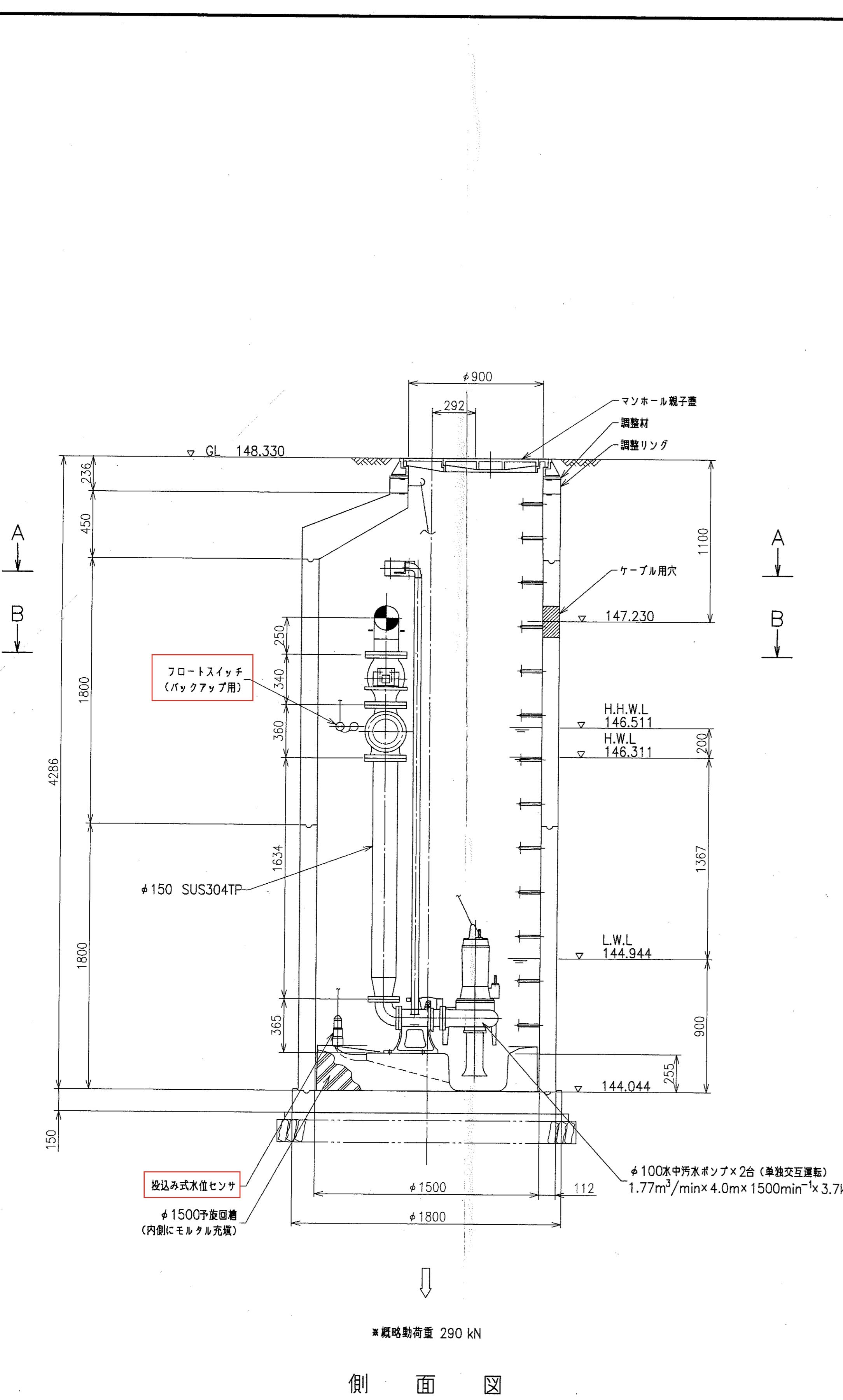
重灯 (1 φ 2W 10)

エンタランスキャップ
※エンタランスキャップ内部はケーブル通線後ネオシールを充填すること。
又、外部においては、コーティングにて隙間を全て充填すること

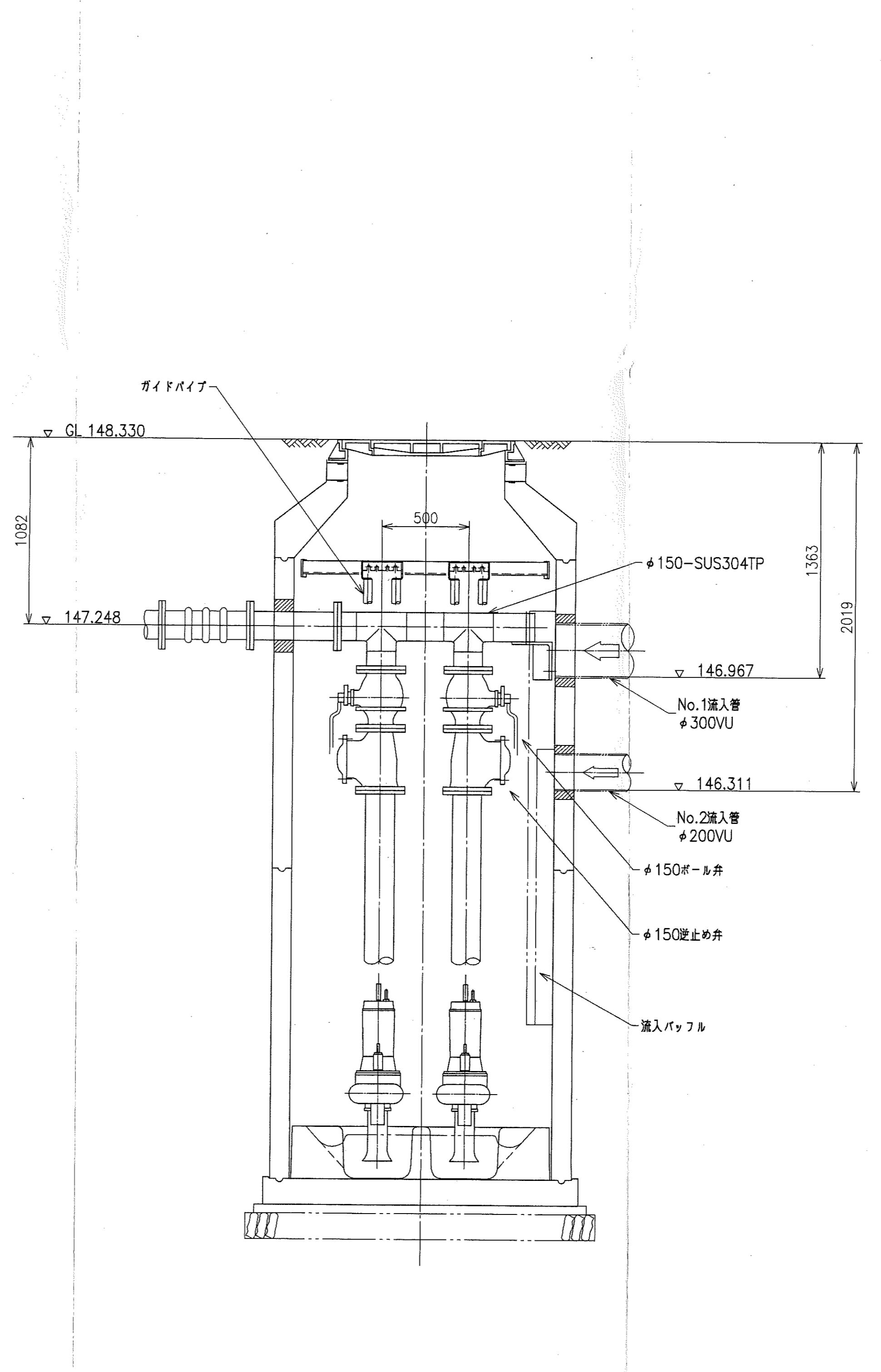
 エントランスキャップ
※エントランスキャップ内部はケーブル通線後ネオシールを充填すること。
又、外部においては、コーティングにて隙間を全て充填すること



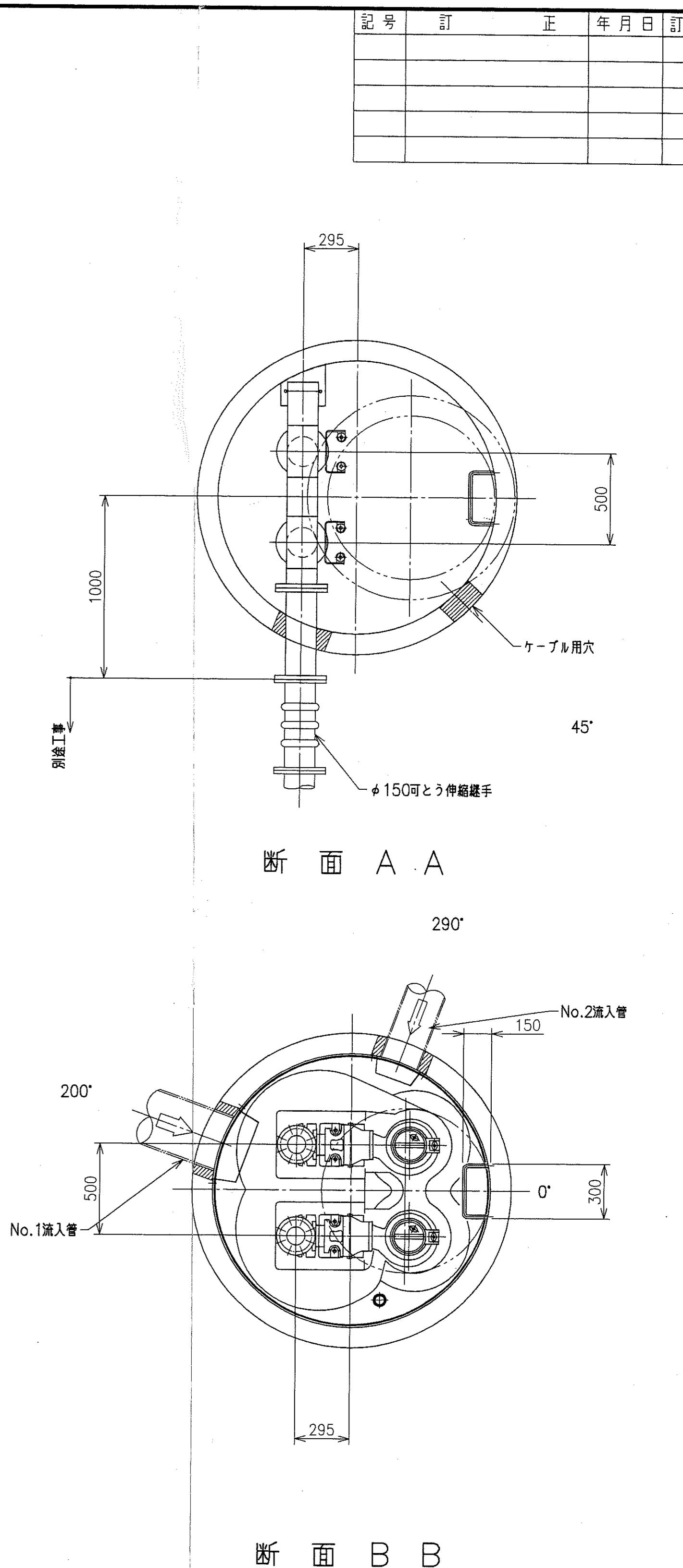
装柱図及びポンプ制御盤取付図 S = 1 / 20



側面圖



正 面 圖



断面 B B

据付図
(S=1:20)

工番				御注文先	鳴子町長 殿			
要項				御使用先	No.9-3-4-1 マンホールポンプ場 殿			
承認		担当		設計		平成15年度 鳴子町特環下水道 鳴幹1号 マンホールポンプ設置工事	第三角法	
		調査		製図			尺 度	1 20
荏原実業株式会社			マイクロNo.	サイズ 1	図番			